## 志摩市会計年度任用職員募集要項

志摩市役所 健康福祉部 介護·総合相談支援課

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

#### 1 募集職種

	職種	業務内容	募集人数
(1)	主任介護支援専門員	介護給付費の適正化に関すること 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 要支援者認定者のケアプランの作成	いずれか 1名程度
(2)	介護予防ケアプラン作成員	要支援者認定者のケアマネジメント、ケア プランの作成	

# 2 採用予定年月日令和8年1月1日

#### 3 応募資格

- (1) 主任介護支援専門員
  - 主任介護支援専門員
- (2) 介護予防ケアプラン作成員
  - ◇次のいずれかに該当する方
    - 介護支援専門員
    - 保健師
    - 社会福祉士
- (3) 共通事項
  - ◇地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方
  - ◇外国籍の方も受験できます。ただし、選考に合格した場合でも、在留資格において 就労等が制限されている場合、活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ、 採用できません。
  - ◇年齢制限はありません。

# 4 選考方法

選考方法	内 容
個別面接	主として、人物、識見、職務適性、対人関係能力等を評価します。

#### 5 申込書の入手方法

(1) 直接入手する場合

健康福祉部 介護・総合相談支援(志摩市役所1階)、総務部総務課(志摩市役所5階)、 各支所窓口にて申込書を配布します。

- ※ 上記窓口での申込書の配布は、各部署の開庁時間内に限ります。
- ※ 土曜日、日曜日、祝日は、志摩市役所1階時間外窓口にて配布します。(ただし、午前8時30分から午後5時15分までの間に限ります。)
- (2) 志摩市ホームページで入手する場合 志摩市ホームページにて、申込書をダウンロードすることができます。 A4サイズ、両面印刷によりご利用ください。
- (3) 郵送で請求する場合

封筒の表に「志摩市会計年度任用職員選考申込書請求」と朱書きし、裏に請求者の住所・ 氏名を明記し、110円分の切手を貼付した返信用封筒(長3サイズ 縦235 mm×横120 mm)を同封の上、次の宛先に送付してください。ただし、郵送での手続きに時間を要する 場合がありますので、申込受付期間にご注意ください。

(宛先)

\(\pi \) 5 1 7 - 0 5 9 2

三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

志摩市役所 健康福祉部 介護・総合相談支援課 宛

### 6 申込手続き

え接課
0 5 9 9 - 4 4 - 0 2 8 4)
て持参又は郵送(申込受付期
総合相談支援課 窓口の開庁
前8時30分から午後5時1
申込受付期間を過ぎた場合
に書きで「会計年度任用職員
ごさい。(申込受付期間内必
よる理由があっても受付でき
っては一切責任を負いかねま
名を記入)
2帽、無背景のもの
120 mm)
.した住所及び氏名を記入し、
明書及び介護支援専門員証の

## 7 面接の日時及び会場

後日、担当部署の職員から連絡します。

- ※ 申込後1週間以内に連絡がない場合は、健康福祉部 介護・総合相談支援課(電話059 9-44-0284)まで連絡してください。
- ※ 自然災害等の発生状況により、面接の日時等を変更する場合があります。

### 8 選考結果の通知

選考結果については、選考を受けた方全員に封書により通知します。

# 9 勤務条件

任用区分	パートタイム会計年度任用職員
職種	(1) 主任介護支援専門員 (2) 介護予防ケアプラン作成員
任期	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで ※ 採用の日から起算して1か月間(1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで)は条件付採用とし、この期間は延長されることがあります。 ※ 条件付採用期間が終了した日の翌日において正式採用となります。
再度の任用	選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。
勤務場所	志摩市役所 健康福祉部 介護・総合相談支援課(志摩市役所1階) 志摩市地域包括支援センター 大王・志摩サテライト(大王支所) 変更範囲:変更なし
従事すべき業 務の内容	(1) 主任介護支援専門員 介護給付費の適正化に関すること、包括的・継続的ケアマネジメント支 援事業、要支援者認定者のケアプランの作成 (2) 介護予防ケアプラン作成員 要支援者認定者のケアマネジメント、ケアプランの作成 変更範囲:変更なし
給料又は報酬	<ul> <li>(1) 主任介護支援専門員報酬 日額 10,353円 ~ 11,059円</li> <li>(2) 介護予防ケアプラン作成員報酬 日額 10,090円 ~ 10,853円</li> <li>※ 学歴、経験年数等を考慮して決定します。</li> <li>※ 再度の任用時に経験年数による号給の加算を行う場合があります。</li> </ul>
諸手当	通勤手当(原則として通勤距離が片道 2km 以上の場合)、時間外勤務手当等 ※ 諸手当の額については、「志摩市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例」及び「志摩市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則」に よります。 ※ 月途中からの任用となる場合、上記条例等に基づき、任用月分の通勤手当は支給 対象外となります。
給与の支給日等	当月末締め 翌月21日払い(口座振込)
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。 ※健康保険部分については、共済組合への加入となります。
公務災害補償等	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
勤務時間	月曜日から金曜日までの週5日 1日あたり7時間(週35時間)     8時30分から16時30分まで(休憩60分)     業務の都合上、所属長の指示により勤務時間が変更する場合があります。     所定勤務時間を超える労働の有無     時間外勤務の有無(無)、休日勤務の有無(無)
休日	勤務日以外の日(原則は土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)。ただし、勤務の割振りがあった場合を除く)

休暇等	年次有給休暇、病気休暇、特別休暇【有給(公民権行使、忌引等)、無給(保育時間等)】等 ※ 志摩市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則によります。
服務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務 に関する各規定(パートタイム会計年度任用職員については、地方公務 員法第38条の営利企業への従事等の制限を除く。)が適用されます。
その他	<ul><li>・ 定期健診、ストレスチェック等の実施はありません。</li><li>・ 任期が満了した場合には当然に退職します。なお、その他退職に関する事項は、「志摩市会計年度任用職員の任用等に関する規則」によります。</li></ul>

### 10 問い合わせ先

この選考に関するお問い合わせは、健康福祉部 介護・総合相談支援課へお願いします。 (電話 0599-44-0284)

### 11 その他

お預かりしました個人情報は、選考に必要な範囲のみに利用します。

なお、選考に伴ってお預かりしました各種書類(申込書等)は、返却することができませんので、予めご了承ください。